自治会など 地域組織の 役員のみな さまへ

地域の集会施設などの整備事業に対して補助があります

大町市コミュニティ振興対策事業補助等交付のお知らせー

大町市では、地域における環境の整備と活動の活発化を目的に、自治会などで管理する集会施設や広場などの整備事業に必要な経費に対して、補助金および利子補給金の交付を行っています。

自治会などで今後予定している整備事業について、<u>補助金などの交付を</u> 希望する場合は、事業実施の前年度10月末までに事業の計画書を大町市 教育委員会生涯学習課生涯学習・青少年係へ提出してください。

計画書の様式や提出方法など、詳しい内容は下記までお問い合わせください。

対象となる事業と補助内容は次のとおりです

集会施設の新築・全面改築、既設建物の購入

経費の3分の1以内 公民館分館は800万円まで。そのほかの集会施設は400万円まで)

集会施設の増築 (10m以上) 部分改築 ·大規模修繕、

消防法による指導があった改善

経費 (100万円以上)の3分の1以内(300万円まで)

集会施設の排水設備工事

経費の3分の1以内(50万円まで)

ふれあい広場など地域の施設整備

経費の3分の1以内 (600万円まで)

集会施設の新築などに伴う敷地購入

融資を受けた額 (1千万円超は1千万円)の借入期間 (5年超は5年)中の利子補給(利率4%以内)

*詳し、条件などが交付要綱に定められていますので、お問い合わせください。

お問い合わせ先 大町市教育委員会 生涯学習課 生涯学習 青少年係